

北蝦夷地在住・栗山太平の活動

東 俊 佑

Key Words : 栗山太平(Tahei KURIYAMA)、北蝦夷地(KITA-EZONI)、カラフト(KARAFUTO)、サハリン(Sakhalin)、日露関係(Russia-Japan Relationship)、近世(Early Modern)

はじめに

栗山太平は、幕末のカラフト(北蝦夷地)の表舞台に突然とあらわれ、安政4～6年(1857-59)のわずか数年の活動を経て、再びその姿を消す謎の人物である。彼の名前は、一般にはほとんど知られておらず、これまでの北方史研究においても、まず注目されることはなかった。しかし、北海道の古典的自治体史である『新撰北海道史』や『新北海道史』には、若干の記述を見ることができる。ここでは『新撰北海道史』の記述を見てみよう⁽¹⁾。

當時代に於て最も必要であつた北蝦夷地の探検調査は、安政元年堀利熙・村垣範正の巡回の際にも、幕吏を手分けして詳細に踏査せしめたが、其後も絶えず行われた。併し乍ら未だ全島を極めたものが多く、安政六年夏、嘗て向山源太夫の家來で、タライカ地方のオロツコ人の撫育に盡力し、大知床岬を廻つてマルクルソウに至つた事のある、権太在住栗山太平は、更に西海岸より同島極北を探検せんがため壯途に就き、進んでポコペイに至つたが、不幸暴風雨に逢ひ、ニコライエフスクに漂着し、六月其地に病死した。

栗山太平は、①タライカ地方の「オロツコ人」の「撫育」に尽力し、②「大知床岬」を廻つて「マルクルソウ」まで赴き、③カラフトの北端部を探検しようとした人物であった。北蝦夷地の探検と言えば、文化5～6年(1808-09)に韃靼(間宮)海峡を「発見」したとされる間宮林蔵を思い起すが、この記述を読んで間宮を連想してしまうのは筆者だけであろうか。いずれにせよ、間宮に比べて栗山の名前があまりにも知られていない現状は、現在のわれわれの歴史認識の問題としてきわめて興味深い⁽²⁾。栗山太平、彼はいったい何者なのだろうか。

幕末の外交史料集である『幕末外国関係文書』、あるいは「箱館奉行文書」と呼ばれる文書群には、栗山太平に関する文書が数多く収録されている。それらのなかで、彼に付されている肩書きは「北蝦夷地在住」や「向山栄五郎家来」といったものがほとんどである。「～家来」という肩書きは、「津輕越中守家来」や「土井能登守家来」といった例からして何ら不思議でもないが、「北蝦夷地在住」は一際異彩を放っている。箱館奉行配下の役人であれば「調役下役」や「同心」、「足輕」といった肩書きが普通であるが、彼の場合は「在住」というあまり耳慣れないものである。栗山は「在住」であることを積極的に名乗り、種々の書付を提出しているのである。「在住」とは単に“そこに住んでいる”という意味にもとれるし、身分や地位をあらわす語ともとれるだろう。

向山源太夫(誠斎)は、幕府の記録・先例類など数多くの文書を筆写集成した『向山誠斎雑記(雑綴)』の編者として知られているが、箱館奉行支配組頭として安政3年(1856)に北蝦夷地廻浦を行った人

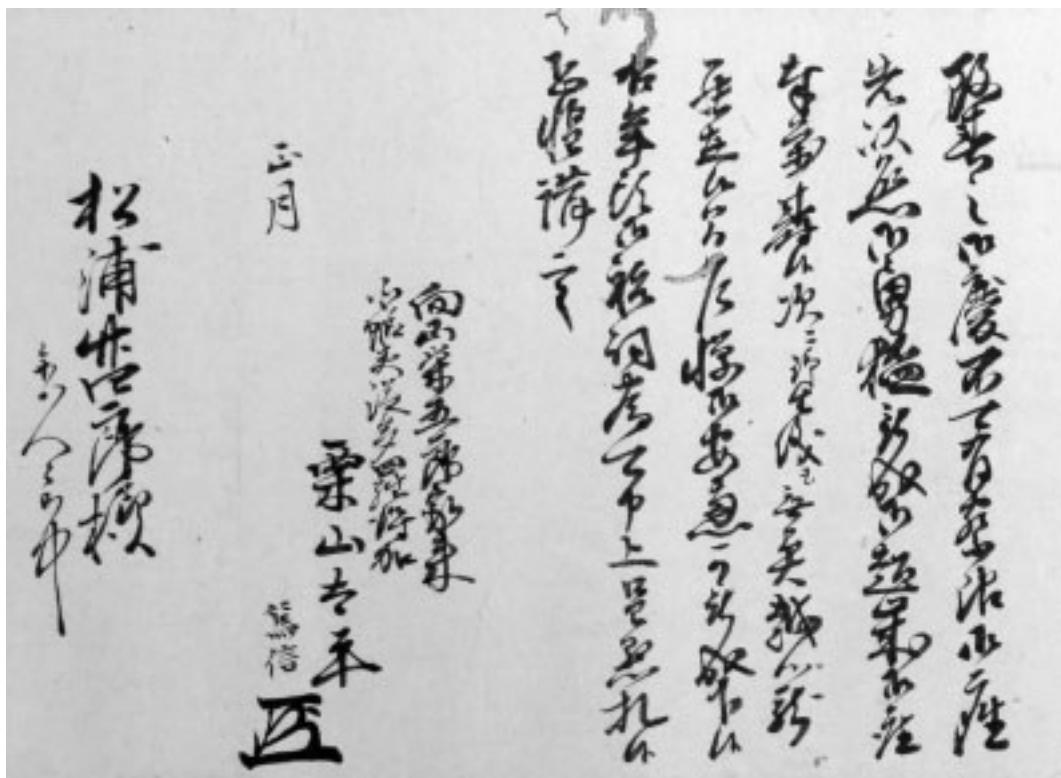


写真1 栗山太平の花押のある書簡

〔栗山太平書簡〕(『残芬遺香』、No.105-1、松浦武四郎記念館所蔵)より

物である。栗山太平は、この向山の家来であった。向山の廻浦に同行した松浦武四郎の『廻浦日記』にも、栗山の名前を見ることができる。つまりは、栗山も向山に随行して北蝦夷地を廻浦したのである。しかし、向山は廻浦の途中、北蝦夷地から蝦夷地に渡ったソウヤの地で死去してしまった。主君を失った栗山は、その後どうなったのであろうか。まずは、次の史料を見てみよう⁽³⁾。

私家來
栗山太平

右太平儀、昨年亡父源太夫蝦夷地巡嶋之節召連罷越候もの二而、蝦夷地之儀者種々見込之角も有之候二付、場所在住奉願度段申出候間、何卒願之通被仰付候様仕度、此段奉願候、以上、

巳二月

向山栄五郎

向山栄五郎(黄村)は、源太夫の養子で、父源太夫の死後に箱館奉行の支配調役、組頭となった人物である。この史料は、栄五郎が家来である栗山の「場所在住」願いに対して、その許しを安政4年(1857)2月付で箱館奉行に請願しているものである。これに対応する史料は以下のとおりである⁽⁴⁾。

〔朱書〕

巳三月二日江戸差立、同日御小印済

同五月十七日シラヌシ江来ル

印力石勝之助

北蝦夷地在住之者之儀ニ付申上候書付

印堀織部正

支配調役

向山栄五郎家来

栗山太平

右太平儀、昨辰年栄五郎養父源太夫附添、北蝦夷地迄罷越候ものニ而、見込之廉々同人迄申聞候次第も有之、隨而北地在仕度旨志願之趣、栄五郎より奉願候間、伺之上可差遣所、一体同所之氣候も餘程異り候間、自分より進之ものニ無之候而者難差遣、其上渡海並氣候之次第も御座候間、在住申付、並之通御手当一ヶ年金拾五両被下候旨申渡、直々差遣申候、依之此段申上候、以上、

巳三月

向山栄五郎による栗山太平の北地在住の願いは、箱館奉行に認められ、栗山は手当として1年間で金15両を与えられることになったのである。安政4年(1857)8月付で栗山が差し出した文書に「当巳三月廿一日、箱館表出立、五月十六日北蝦夷地白主着」とあるので⁽⁵⁾、栗山は、向山源太夫の死後、箱館へ戻り、再び北蝦夷地へと向かったことになる。この間、源太夫の養子・栄五郎の家来へとスライドしたのであろう。そして「北蝦夷地在住」として、カラフトの調査に携わることになったのである。

このような栗山太平の北蝦夷地での活動は、従来の研究において注目されることは全くなかった。それどころか、幕末における北蝦夷地の具体的な様相についても、必ずしも明らかにされているとは言い難い。日露関係史の視点でサハリンにおける国境問題を扱った秋月俊幸氏の研究⁽⁶⁾や、幕府の蝦夷地政策との関わりで樺太問題を論じた麓慎一氏の研究⁽⁷⁾は、そのような研究動向のなかで先駆的な役割を持つものであるが、北蝦夷地の在地(地域)の動向については十分に明らかにされてこなかった。地域の視点から読み解く蝦夷地研究といった潮流のなかで、現在求められている研究は、地域の事例を積み重ねていくことである⁽⁸⁾。北蝦夷地の在地の動向を詳しく見ることは、こうした地域研究に貢献できることである。

しかしながら、北蝦夷地に関しては、近年北方史研究で議論となっているような場所請負制下におけるアイヌ社会の構造を明らかにすることはきわめて困難である。その理由は史料の性格にある。幕末の北蝦夷地に関する史料は、幕府の公文書である「箱館奉行文書」を中心とし、その他は紀行文

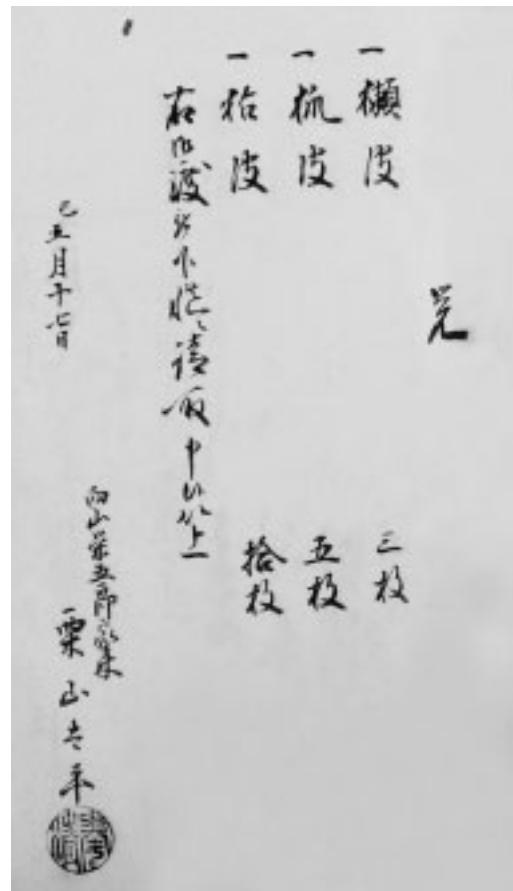


写真2 栗山太平の印鑑のある文書(受取書)

『御用留 北蝦夷地仕出之部』(北海道立文書館所蔵、簿書00024)の第12号文書より

などの断片的なものである。すなわち、そのほとんどをシラヌシ御用所が発給あるいは授受した文書に依拠せざるをえないという史料的制約がある⁽⁹⁾。したがって、幕府の政策的視点で記述された史料を用いて、在地や社会構造の実態研究を行うには、最初から大きな障害があるのである。

しかし裏を返せば、幕府・箱館奉行という支配者の視点に立っての蝦夷地・カラフト政策の考察は、「箱館奉行文書」の最も得意とするところである。被支配層であるアイヌを主体的に描くことはきわめて困難であるが、蝦夷地政策の制度的な考察により、地域の動向を明らかにすることは十分可能なのである。

「箱館奉行文書」に見える北蝦夷地の動向のなかで、とくに目にとまるのは、栗山太平の活動である。彼の活動は、北蝦夷地全体のなかでも、大きな意味をもっていたと予想される。そこで本稿では、栗山太平という人物に焦点をあて、彼の活動の諸側面とその意義について考察してみたい。そこから幕府の蝦夷地政策や地域の事例として、今後の北方史研究に何か一つでも貢献することが本稿のねらいである。

I. 栗山太平の活動の諸相

1. 安政4年(1857)の活動

安政4年3月、北蝦夷地の在住を認められた栗山太平は、その直後に「見込之廉々十分ニ試度奉存候」と、5ヶ条からなる見込書⁽¹⁰⁾を箱館奉行へ対し提出している。

その第1条では、東浦における琥珀の取り入れについて、「其土地居合候土人共之内、老人子供等漁業方不仕者共江夫々手当仕、取入方申付」と、漁場労働に従事していない老人、子供などに、手当を支給したうえで琥珀を集めさせることを画策している。続いて第2条では、「ルモウ」「ニクフン」「タライカ」「フロツコ」の「撫育」を行うため、「カレ岬シレトコ并シンノシレトコ辺々先々」の「奥地」の地理の見極めと、この「四種夷」の「情態風俗」、人別、家数の改めを行い、「二心無之様服従為致度奉存候」と述べている。すなわち、東海岸の「奥地」に住む「土人」(アイヌ)⁽¹¹⁾以外の人びとへの「撫育」を打診しているのである。

第3条と第4条は、それらの目的を達するために必要な人員と物品の願いである。その詳細は[表1]のとおりである。クシュンコタンのチクニウなど6人の「土人」に手当を支給し、「奥地」へ同行させること⁽¹²⁾、また「四種夷」への手当として「獺皮」「狐皮」「貉皮」⁽¹³⁾、旅行中に必要な品物として「熊皮」「熊膽」を準備してほしいことを述べている。第5条は、西浦エヌルモコマフでの越年願いである。

以上の見込書の内容から明らかなように、栗山の目的は、琥珀の取り入れと「撫育」の2点に大別することができよう。この見込書には冒頭に「附札」があり、「熊皮」の件のみが「有合無之」との理由で叶わなかつたが、その他はほぼ栗山の見込みの通り認められている。また栗山には、正規の手当とは別に「支度金諸雜用」として金2両2分が与えられたが、これは

表1

・クシュンコタン	チクニウ
・ロレイ	アカラカイ
・シラヽヲロ	ウイキシユ
・同所	クロスケ
・フヌツフ	シンコクサ
・ナヨロ	カアナイ
・以上の雇い入れた「土人」へ支給する食料、烟草その他の品。	
・獺皮	3枚
・狐皮	5枚
・貉皮	10枚
・熊皮	1枚
・熊膽	目方2~3匁程

「右陪臣ら在住一ヶ年御手当金之外支度金諸雜用として金五両被下候積、兼而御伺済之処、於箱館表在住被仰付候もの江者右半減被下候而可然」と、栗山が求めた金5両からは半減された手当であった⁽¹⁴⁾。しかし、正規の手当もさることながら、「支度金諸雜用」との名目で箱館奉行より別途手当を支給されたという事実こそに注目すべきであろう。栗山は幕府の支援を受けて、見込みの趣旨を実行することになったのである。

その年の5月26日、栗山はクシュンコタンを出発し、目的を達成するために東浦の「奥地」へと向かった⁽¹⁵⁾。このとき「奥地」で栗山が行った活動については、栗山が北蝦夷地詰役へ提出した「行程調書」、「人別撫育品調書」の2つの史料から明らかにできる⁽¹⁶⁾。「行程調書」⁽¹⁷⁾は、クシュンコタンから東海岸マルクリソウまでの主な地名とその様子を書き留めたものである。とくにナヨロ、シツカ川、タライカ川、キウルナイについては、その地の住民の風俗・生業などに関する情報が詳しく描写されているが、これは栗山が「ロモウ人」「ニクフン人」「ヲロツコ人」「タライカ人」の「撫育」を行うことを目的としていたためであろう。栗山は、かつて間宮林蔵が文化5年(1808)に訪れたシャツコタンを越えて、ムシというところまで赴いたが、これより先には地名がないため、10里先に新たにマルクリソウと地名を付け、その地に標杭を建てて引き返してきたのであった。

もう一つの「人別撫育品調書」⁽¹⁸⁾は、東浦カシホ村よりタライカ沼北縁キウルまでの9つの集落における家数(軒数)、人別と「撫育品」の書き上げである。その内容をまとめたのが[表2]である。栗山がクシュンコタン帰着後に上申した書付⁽¹⁹⁾には「撫育として軒別六人家内迄之米壱升、葉烟草壠把、人別壠人江針五本、木綿糸五縁宛、七人以上江者米壱升五合、葉烟草弐把、糸針同断、極老人等江者縞木綿、紺木綿、茜木綿切地見縞ひ遣し置」とあるが、この記述と実際の調書を比較すると、ほぼその割合で「撫育品」が支給されたことがわかるだろう⁽²⁰⁾。栗山が行った「撫育」は、これまで「撫育」の対象外であったカシホ村以北の「奥地」住民に対するものであった。彼は「御直差配御取締所、又者漁業場成共、御出来相成次第、可成丈奥地場所ニ而越年仕、時々奥地之見廻りも仕度、且又奥地為撫育、手当遣し候品々共、右場所ら持越候様仕度奉存候」と、「奥地」に新たに取締所や漁場をつくり、そこを拠点として見廻りや「撫育」を行うことを願い出たが⁽²¹⁾、箱館奉行は「以後之儀者、差配人撫育手なつけ方等見込有之分者、差配人ら為致撫育」⁽²²⁾と、「奥地」住民の「撫育」は直捌による「差配」を行うとの判断を下している⁽²³⁾。

「御直差配御取締所」を拠点とした栗山の構想は、具体的には東海岸のマアヌイを拠点とした交易活動を指している。栗山がクシュンコタン帰着後に上申した別の書付には、「何卒以マアヌイ之方ニ而致交易遣し候様御聞済被成下候様仕度」と、「ヲロツコ人」や「タライカ土人」との交易をマアヌイで行うことを願い出ている⁽²⁴⁾。彼らは、毎年クシュンコタン運上屋へ鰐尾、水豹油、皮類を持って来て、米、麴、烟草などと交換していたが、栗山は、これをマアヌイで行えば「壱ヶ年両度宛も罷出候様ニも相成可申哉」と、「ヲロツコ人」や「タライカ土人」との交易の回数が増えることを主張し、さらに「ロモウニクブン人等も追々為交易呼寄候手続ニも相成可申奉存候」と、これまで「撫育」の対象外であった住民との交易を画策する。そして、東浦「奥地」の住民が水豹油を生産するための鍋(7、8升焚~1斗焚)10枚を貸し渡すよう御用所に要求しているのである⁽²⁵⁾。

こうした産物の買い上げ、交易活動に関しては、栗山の見込書の第1条にあった琥珀の取り入れの見込みと関係あるものと推測される。栗山は、同じくクシュンコタン帰着後に上申した以下の書付で、琥珀の取り入れに関して言及している⁽²⁶⁾。

表2

家長	家数	人別	男	女	撫育品			
					玄米 (升)	葉貢 (把)	針 (本)	木綿糸 (縷)
ウエンコタン村土人	2	8	4	4				
家主	サンキリフニ	4	2	2	1	1	20	20
家主	イサントリアイノ	4	2	2	1	1	20	20
コタンケシ村土人	1	7	4	3				
家主	カニクサアイノ	7	4	3	1.5	2	35	35
東浦ナヨロ江出稼参り候口モウ人ニクフン人	5	43	30	13				
首長	アハフ	12			2	2	60	60
家持	ケケガ	7			1.5	2	35	35
家持	テクレン	5			1.5	2	25	25
ニクフン惣首長	テシテウー	16	5	13	2.5	2	80	80
家持	イトルノー	3	1	2	1	1	15	15
シツカ川筋ホロナイ北縁住居	3	26	13	13				
ヲロツコ人首長	ソツコカノ	13	5	8	2.5	2	65	65
首長	コツトカノ	7	4	3	1.5	2	35	35
首長	コロチノ	6	4	2	1	1	30	30
同所南縁住居	6	41	22	19				
家持	ムンチ	13	7	6	2.5	2	65	65
家持	ソツチカノ	5	3	2	1	1	25	25
家持	ホイタカノ	7	4	3	1.5	2	35	35
惣首長	エトメ	8	3	5	2	2	40	40
家持	ホツチカノ	5	3	2	1	1	25	25
家持	サツテンニ	3	2	1	1	1	15	15
タランコタン川南縁住居	4	19	8	11				
首長	ソロホカニ	4	1	3	1	1	20	20
家持	タラフカ	3	1	2	1	1	15	15
家持	キウカシノ	5	2	3	1	1	25	25
家持	アハツケイ	7	4	3	1.5	2	35	35
タライカ土人	10	54	31	23				
惣首長	アンマ	5	3	2	1	1	25	25
首長	ヌキウナタラ	10	5	5	2	2	50	50
首長	ハツトランケ	7	5	2	1.5	2	35	35
家持	イコラナイ	6	3	3	1	1	30	30
家持	ソリニアイノ	6	4	2	1	1	30	30
家持	シリケタアイノ	6	4	2	1	1	30	30
家持	ハシコランケ	3	2	1	1	1	15	15
家持	シヤウケリアイノ	3	2	1	1	1	15	15
家持	アハツカレイ	4	1	3	1	1	20	20
家持	エラカントエ	4	2	2	1	1	20	20
タライカ沼南縁レフンヲロツコ人ヲメア住居	3	17	10	7				
首長	シトシクンヌ	10	6	4	2	2	50	50
家持	コクタコロ	4	2	2	1	1	20	20
家持	ヘツヒラカノ	3	2	1	1	1	15	15
同所北縁ヨツタマ住居	4	28	19	9				
惣首長	チンカンチ	12	8	4	2.5	2	60	60
家持	カツハツノ	5	4	1	1	1	25	25
家持	チウテツカノ	7	4	3	1.5	2	35	35
家持	エントウ	4	3	1	1	1	20	20
同所北縁キウル住居	8	51	26	25				
首長	セカホロ	10	5	5	2	2	50	50
家持	ヌヘカノ	3	2	1	1	1	15	15
家持	ホラカンチ	6	3	3	1	1	30	30
家持	トクシカノ	7	2	5	1.5	2	35	35
家持	ナカホラ	9	6	3	1.5	2	45	45
家持	ナメシカ	6	3	3	1	1	30	30
家持	ケンヘンノ	6	3	3	1	1	30	30
家持	チヤンカ	4	2	2	1	1	20	20

琥珀取入方之儀ニ付奉申上候書付

在住

栗山太平

兼而申上置候通、奥地罷越候節、東浦場所々ニ而居合候土人共江、夫々手当品遣シ、取入方申付置候間、帰島之節可持帰与相尋候処、残居候土人共御直差配所江稼方呼揚相成候趣、外老人子供等之分者飯料取入ニ山野、又者川々江罷越居合不申候、右之内ロレイ土人共之内取入置候分五百目余持帰り候ニ付、奉入御覽候間、其向江御下ヶ御払直段等御取極被成下、弥御用ニ茂相成候品ニ御座候ハヽ、右御払直段ヲ以土人共手当品見積り明年ら者猶精々取増候様仕度奉存候、依之此段奉申上候、以上、

巳七月

この史料からは、栗山が当初の見込みの通り、「土人」に対し手当を支給したうえで、琥珀の取り入れを命じていたことがわかる。その結果、「ロレイ土人」が琥珀を500目程集めて、栗山へ差し出してきたため、栗山はこれを御用所に持ち帰り、この値段と「ロレイ土人」への手当を決めるよう願い出ているのである。これに対し、北蝦夷地の御用所は、早々に琥珀の値段と「土人手当」を決め、「明年より者一際出増方精々申付置候様仕度」と、来年より琥珀の取り入れを本格化させることを上申している⁽²⁷⁾。

栗山が安政4年の5～6月に行った活動に対して、御用所は「東浦奥地産物取入方目論見御用并土人撫育筋」と表現する⁽²⁸⁾。それは、これまで松前藩や幕府の支配、場所請負の対象外であったカラフトの「奥地」へ触手を伸ばしはじめる端緒であった。

2. 安政5年(1858)の活動

安政4年7月、東浦「奥地」よりクシュンコタンへ帰着した栗山は、前節で見たような報告書、願書など種々の書付を御用所へ提出したが、それと同時に、次の年の冬に再び見廻りを行うことを願い出ている。その書付⁽²⁹⁾には「来午年正月中旬頃、当所出立、雪車ニ而犬ニ為牽、口モウニクブン境界之地見分仕度」と、犬ぞりで東浦「奥地」へ赴くことが述べられ、その際には「クシュンコタン惣名主伝兵衛外平土人壱人拝借仕度、往返五十日見積り之飯料被下置候様奉願候」と、以前の見廻りの際にも同行させたアイヌの拝借と、飯料の支給を御用所に願い出ている。また「犬飯料ヘロキ〔鮭也〕、鱈骨等之内式拾束程買上持參仕度」と、犬飯料の支給も求めている。栗山は、これらを「私手限」にて用意するつもりであったが、「人足、飯米、犬飯料等之儀者、其向江可及差図候間、別段用意ニ不及候」と、御用所側は運上屋に準備させることを附札案として上申している。

その後栗山は、「奥地」見廻りのための準備を着々と進め⁽³⁰⁾、再び御用所に対し書付を提出している⁽³¹⁾。その内容は、すでに願い出たものと大意は変わらない。往返50日の予定であることを述べ、飯料や犬飯料の手配を重ねて願い出ているが、それに加えて、「奥地」見廻りに同行させる伝兵衛をワアレイ御締所へ予め寄越してほしいと新たに願い出ているのみである。

栗山の計画では、犬ぞりで「奥地」の口モウ・ニクブンの境界まで見廻りを行うとのことであったが、實際には行われたのであろうか。安政5年(1858)3月23日付の書付によると、栗山は3月4日に出発し、東浦ワアレイまで赴いたが、犬飯料に差し支え、クシュンコタンへ戻ってきたことが記されている⁽³²⁾。一方、同年1月24日付の書付によると、栗山が「奥地」へ向かう途中に出会った「山旦人」と「タライカ土人」に対し、「魯夷」や「山旦地」の様子に関して、伝兵衛を通じて尋ねていることが

記されている⁽³³⁾。この2つの史料によると、栗山は、この年1月と3月の2回東浦「奥地」へ赴いているようである。このうち3月の方に関しては、「ロモウニクフン人境界実地之儀者、当春見分仕候上ニ而申上可仕処、行届兼途中ち罷帰り候ニ付」との記述があるので⁽³⁴⁾、3月23日付の書付の内容と合致する。1月の見廻りの方は、事実関係が不明である。

3月23日付でクシュンコタン帰着の届けを提出した栗山は、その翌24日付の書付⁽³⁵⁾で、早くも次の見廻りの計画について上申している⁽³⁶⁾。それによると、次の見廻りは、シラヌシで川上甚三郎と打ち合わせた後、クシュンコタンへ赴き、丸木舟で「奥地」へ向かうというものである。

その後、川上が3月27日にシラヌシへ到着し、その年の夏の見廻りの計画について、4月付の書付で上申している⁽³⁷⁾。栗山は川上と「奥地」見廻りの件を打ち合わせたが、彼はその年「奥地御開キ御場所御用」等を命じられていて、見廻りの件は行き届かないところで、栗山のみが東浦「奥地」を見分することになった。この見廻りに関しても、通例のごとくクシュンコタン惣主伝兵衛などを同行させることを願い出ているが、今回は「タライカ土人」2名も連れて行く計画であった。その他、「昨年申付置候油取出し方等之儀、見分罷越候節取調仕置、夫より後之儀者、川上甚三郎江打合仕、ワアーレ御締所御買上ケ之事ニ相心得」と、昨年取り出すよう命じておいた産物については、ワアレイ御締所で買い上げることを見込んでいる。また「尤ニ種之異人共(筆者註:ロモウ、ニクフン)之内、多分シツカ并ナヨロ辺江出稼漁ニ參り可申候間、右人數江撫育被下候方等之儀、其節都而之儀、川上甚三郎江取斗ひ呉候様頼合仕置申候」と、シツカやナヨロの辺りへ出稼漁に来ている「ロモウ人」「ニクフン人」への「撫育」は、川上甚三郎が行うと記されている。このことから、安政5年の夏は、見廻りを栗山、「撫育」を川上が行ったことがわかるだろう。

栗山のこの年の見廻りに関しては、彼が9月付で報告した「行程調書」によってその詳細を知ることができる⁽³⁸⁾。彼は、6月12日に東浦シララヲロを出発、昨年訪れたマルクリソウを越え、さらに東海岸を北上し、ロモウ・ニクブンの大きな集落のあるヌヰまで赴いた。マルクリソウからヌヰ近辺までは、ほとんど人の住んでいない地域であった⁽³⁹⁾。ヌヰについては、「河巾凡百四五拾間位、半道程ニ而河之東岸ニ夷家六軒有之、西北之縁に三軒有之、此河当島第一之大河之由〔俗にロモウ河と申候よし〕」と、カラフト第一の大河の河口に形成された集落であったことが記され、「奥地方川之両縁住居をニクフン与唱、山添之住居をロモウ与唱申候由」と、はじめてニクブンとロモウの区別を明確にした。ヌヰを見分した栗山は、その後ロモウ河を遡り、山越えをして9月上旬にタライカへ戻ってきた⁽⁴⁰⁾。この間の地名と里程についても、「行程調書」に記されている。

一方、この年栗山が行った活動は見廻りだけではなかった。前年同様、琥珀の買い上げについて、御用所に仕訳書を提出している⁽⁴¹⁾。また、「奥地」見廻りの際に「タライカ役土人」のエメルランケなど4人から差し出された鷲の尾、水豹皮について、ワアレイ御締所へ預ける趣旨の書付も提出している⁽⁴²⁾。東浦「奥地」の住民との交易は、琥珀に限らず、あらゆる産物に及んでいたようである。前年に栗山は、マアヌイを拠点とした交易活動の実施を目論んでいたが、場所はマアヌイより少し北のワアレイで行われたようである。これは御締所の設置自体がワアレイに変更されたためであろう⁽⁴³⁾。

以上のように、安政5年の栗山の活動は、前年と同様に見廻りを中心としたものであった。産物の買い上げについても、前年の計画通りに実行されたようである。ただ一点だけ前年と異なるのは、「撫育」を行った形跡が見られないことである。前年に比べ見廻りにより特化されたのが、安政5年の栗山の活動だったのである。

3. 安政 6 年(1859)の活動

栗山の活動は、まさに見廻りであった。彼の安政 6 年の活動の決意は、松浦武四郎への書簡のなかに示されている⁽⁴⁴⁾。

一、口モウニクフン実地ハ、実ニ諸魚多く、内地漁場之如く事ニ、川者当島一大河ニ御座候、右者川口ル五日路ニ而当島之一第之大沼ヘレントウニ至由ニ候得共、何分夷民言語不通、殆当惑仕候、最早両年ニ而当島も七分見分仕候心得ニ付、当年者是非ヘーベ周廻を極申度奉存候、

安政 4 年・5 年の両年で、カラフトの約 7 割を踏査した栗山は、この年、カラフト全島の周廻をめざしたのである。それは、間宮林蔵も達成することのなかったはじめての試みでもあった。

安政 6 年の栗山の活動に関しては、前 2 年に比べると史料が少なく、具体的なことがよくわからない。出産物の買い上げについては、「タライカ土人」より差し出された赤地牡丹形山旦切、熊皮、水豹皮をワアレイ御締所へ預けるという趣旨の書付がある⁽⁴⁵⁾。また 2 月 8 日、口モウからタライカへやってきた「魯夷」4 人が、「タライカ土人」のバシヨウランケに縞木綿帶地様の切 1 卷を贈ったのを栗山が届け出てきたとの記述もある⁽⁴⁶⁾。さらには 1 月 7 日、タライカ滯在中に出会った「魯夷」や「山旦人」からの聞き取り内容が報告されている⁽⁴⁷⁾。しかし、全島周廻に関する栗山の上申書や報告書は見当たらない。

安政 6 年 7 月付の書付に、「既ニ東鞆地ニカライスカ江者夥敷人数を移し、砲台等も數多出来候趣〔在住栗山太平廻島中ニカライスカ江漂着致し、実地見受候趣ニ御座候〕」という記述がある⁽⁴⁸⁾。これは、ロシアがニカライスカ(現ニコラエフスク)にたくさんの人を移住させ、砲台など軍備を整えているという情報を伝えるものであるが、そのなかに、栗山が廻島中にニカライスカへ漂着し、実地調査を行ったという記述がある。栗山は、この年確かに廻島を試みている。しかも大陸へ渡っているのである。

栗山とほぼ時を同じくして、トンナイ詰足輕の倉内忠右衛門が廻島を試みている。倉内は 4 月 2 日にトンナイを出発し、カラフトの西海岸を北上したが、その途中大陸へ渡り、ニカライスカへ赴いた。彼が大陸へ渡ってから帰ってくるまでの顛末は、『北地詰足輕倉内忠右衛門廻嶋一件』⁽⁴⁹⁾に記されているが、そのなかに栗山の足跡を見ることができる。

5 月 21 日、倉内はカラフト西海岸のノテトにおいて、栗山に随行していた「土人」に出会った。倉内が彼らに栗山や「奥地」のことを尋ねると、栗山は病氣であるとの答えが返ってきた。6 月 4 日、倉内はヨコタムにおいて栗山の行き先を現地の「土人」に尋ねたが、「存知不申」との返答しか得られなかった。ただ、同地に滞留の「スマレンクル人」3 人に尋ねたところ、「先達而日本役人同所(筆者註:ボーベ)ル山旦地方之島江相渡候趣」との情報を得ている。6 月 10 日、倉内はボーベにおいて、栗山に同行していたクシュンコタン惣名主の伝兵衛に出会った。そこで倉内は、「同人(筆者註:栗山太平)之様子相尋候処、右者廻嶋先ルニカライスカ江漂着致し、於同所六月四日病死致し候旨申出候ニ付〔右病体者肩先ニ腫物出来死去致候趣ニ御座候〕」と、栗山が病死したことを伝兵衛(チクニウ)から知らされるのである。6 月 19 日、ニカライスカへ到着した倉内は、ロシアの役人と面会し、栗山のことを尋ねた。栗山は思いのほか大病で、医師が治療を施したが、養生かなわず死去したとのことであった。こうして栗山の活動は、志半ばで幕を閉じていたことが確認されたのである。栗山太平の病死は、7 月 4 日にクシュンナイへ帰着した伝兵衛ら「土人」からの情報をもとに、同所詰の定

役・岩田三藏により次のように報告されている⁽⁵⁰⁾。

北地在住栗山太平、奥地廻嶋として、四月八日、西浦久春内出帆仕候処、同人召連候クシユンコタン惣名主伝兵衛外三人之土人とも、当月四日、久春内へ帰着いたし候ニ付、其段承糺候処、太平儀、ホロコタン辺ル病氣差起候ニ付、所持之薬相用ひ、猶奥地へ向ケ廻嶋仕、ホコベーと申地ル山旦地ニカライスカと申地へ漂着致候処、右は魯西亜人移住之地ニ而、海岸へ止宿薬用罷在候処、其節は至極之重病ニ有之、彼國官人并医師夫々為見舞來候上、彼方住居之内へ引取、種々療養いたし呉候へ共、養生不相叶、六月四日、於同所死去いたし候ニ付、死骸取片付、遺骨并同人所持之品々護送仕、

栗山はニコラエフスクで死去し、その遺体はロシア側で埋葬されたのである。この報告書には、「栗山太平埋葬証書」が添付されており、「江戸より來りし日本役人栗山太平之死骸を埋葬する免許を与へし事體なり、千八百五十九年六月廿二日〔安政六年六月五日〕死セリ」との通詞名村五八郎による訳文が記されている。

以上見てきたように、安政4～6年にかけて行われた栗山の活動は、見廻りを中心としたものであった。カラフトの「奥地」=最前線を率先して調査したのが栗山である。一方で、琥珀をはじめとする産物の買い上げ、人別帳をつくり「被下物」を支給するといった「撫育」など、栗山の活動は多岐に及んでいた。これだけの活動を行なながら、これまでその素性がほとんど明らかにされてこなかった栗山太平。そして「箱館奉行文書」のなかに栗山に関連する史料が数多く収録されているという疑いのない事実。正規の幕府役人でもない者が、なぜ幕府の対蝦夷地政策の先鋒で活動を行っていたのか。

II. 幕府のカラフト政策と栗山太平

1. 幕府役人による見廻り

安政4～6年において、カラフト「奥地」の見廻りを行ったのは、栗山太平だけではなかった。同心や足軽をはじめとする幕府役人も見廻りを行っていたのである。「箱館奉行文書」のなかで、見廻りの事例として確認できるものを整理したのが〔表3〕である。これらの見廻りの背景や意味については、次節で考察することとして、まずは個々の事例を見ていくことにしてよう。

安政3年(1856)、幕府・箱館奉行は北蝦夷地に詰役を配置し、本格的な経営にのりだした。北蝦夷地詰役の佐藤桃太郎(調役並)・磯村勝兵衛(調役並出役)は、東西「奥地」の見廻りについて、5月付の覚書のなかで次のような方針を打ち出している⁽⁵¹⁾。

私共兩人、詰場所其外之義共、当年之処者、兼而被仰渡候通、詰場所割合且新道切開〔〔朱書挿入〕「勤番会所新規取建共〕目論見御用、並嶋中見廻り共兼、桃太郎義致廻嶋、御用弁之為メ秋末ニ至り箱館表江帰登仕候得共、以後之義者、年々詰場所致交替、シラヌシ詰ル東西奥地共一円見廻り致し候者歸館仕候様可仕候、且下役老人、同心足軽之内老人冤私共江附添、為致廻嶋候而茂御差支ニ不相成候様、前件之通詰場所割合、右之内ル当年之義ハ鹿児嶋立三、江沢門四郎為致廻嶋、是又以後年々暇を追而交代為致廻嶋候様可仕候、

表3 安政3～6年の幕府役人による見廻り

年	名前	地域	概要	史料
安政3年 (1856) 7～8月頃	足軽 江沢門四郎	西浦	8月13日帰着。ナツコ、ノテトまで見分。7月7日にホエチ～エンルンモシ間で石炭を掘っている「異人」(ロシア人)18人を確認。行程調書とサンタン人からの聞取書あり。	・「西浦奥地魯人滯留之義御届申上候書付」(簿書00010の第62号文書) ・「北蝦夷地西浦[クシユンナイトナツコまで]足軽廻浦為致候行程荒増申上候書付」(簿書00010の第63号文書)・「安政三辰年九月北蝦夷地西浦スマレンクル之内[ボエチヲツチ]間之石炭掘候異人様子并山輶地様子共山旦人小使シテ聞取書」(簿書00010の第64号文書)
安政4年 (1857) 1月	足軽 石嶋清助	西浦	1月7日にエンルモコマフを出発、「遠村土人」を「撫育」し、人別を調べる(ナヨロ～ウショロ辺り)。	・(簿書00024の第3号文書) ・「申渡」(簿書00024の第16号文書)
安政4年 (1857) 1月	足軽 小嶋文作	東浦	1月13日にクシユンコタンを出発、タコイを越え、18日にシララヲロ到着。マアヌイまで見廻り、トンナエチヤを越え、25日に帰着。	・「北蝦夷地東浦地見廻り御届」(簿書00024の第6号文書)(申渡を含む)
安政4年 (1857) 6～7月頃	同心 中村善四郎	西浦	7月頃、ホロコタン辺りまで見廻り、「スメレンクル土人」の様子、「奥地」在留の「魯夷」の動静を「探偵」。中村の報告書と「スメレンクル夷」の人別帳あり。	・「同心中村善四郎ホロコタン辺為致見廻候儀ニ付御届申上候書付」(簿書00024の第64号文書)・(簿書00024の第65号文書)(中村の報告書、地図、人別帳を含む)
安政4年 (1857) 12月	佐藤桃太郎 ほか5名	東西浦	12月21日にクシユンコタンを出発し、ワアレイ、ナエヨロ、クシユンナイを見廻り、翌年1月6日にクシユンコタンへ帰着。	・「北蝦夷奥地越年見廻之儀御届申上候書付」(簿書00042の第10号文書)
安政5年 (1858) 1月	足軽 小嶋文作	東浦	安政4年12月28日にワアレイを出発し、「タライカ土人」へ衣服を与える。1月16日クシユンコタンへ帰着、「山輶人」への聞取書、「ヲロツコ人」への「申渡書」、「シリマヲカ領」の人別帳あり。	・「北蝦夷奥地越年見廻之儀御届申上候書付」(簿書00042の第10号文書) ・「北蝦夷奥地ワアレイ詰足軽小嶋文作義タライカ地方見廻為仕候儀ニ付申上候書付」(簿書00042の第18号文書)「東浦奥地見廻仕候義ニ付申上候書付」「奥地ヲロツコ人住所山輶人ト聞取書」「申渡書」「シリマヲカ領当年〔家數人別〕新調書」を含む)
安政5年 (1858) 2月	足軽 石嶋清助	西浦	西浦「奥地」を見廻り、「魯夷」の風聞、「山丹地」の事情を報告。ナツコ、ヲツチシ辺りに痘瘡が流行し、すでにホロコタンまで伝染しているとの情報をもたらす。	・「北蝦夷地富内詰足軽石嶋清助義西浦奥地見廻為仕候儀ニ付申上候書付」(簿書00042の第20号文書) ・「ホロコタン住居之土人ウショロ村江移住之儀ニ付御届申上候書付」(簿書00042の第23号文書)
安政5年 (1858) 3月	足軽 小嶋文作	東浦	2月28日ワアレイを出発し、3月8日タライカ到着、10日「ヲロツコ人」の居住地を見廻り、痘瘡が流行していることを報告。	・(簿書00042の第19号文書)〔「北蝦夷奥地痘瘡流行之儀ニ付申上候書付」「東浦奥地見廻仕候義ニ付申上候書付」を含む〕
安政5年 (1858) 8月	佐藤桃太郎	東西浦	8月4日にシラヌシを出発し、クシユンコタンより東西「奥地」を見廻り、各地で「土人」飯料、「撫育」手当の件を申し付け、9月1日シラヌシ帰着。	・「北蝦夷東西奥地見廻中之儀御届申上候書付」(簿書00042の第48号文書)
安政5年 (1858) 12月	足軽 高嶋勇蔵 小嶋文作	東西浦	クシユンコタン最寄の東西浦で「土人撫育」、人別の調査。	・「北蝦夷奥地越年見之儀御届申上候書付」(簿書00052の第4号文書)
安政5年 (1858) 12月	龍崎鎮吉郎 岡田丈之助	東浦	12月23日クシユンコタンを出発し、ロレイ・ワアレイ辺りを見廻る。12月28日マアヌイへ漂着した「ニクフン土人」2名に川上甚三郎が「撫育」を行う。	・「北蝦夷奥地越年見之儀御届申上候書付」(簿書00052の第4号文書)・「申渡」(簿書00052の第5号文書)
安政5年 (1858) 12月	山内二郎太郎	西浦	12月24日トンナイ出発、ライチシカまで見廻り、翌年1月3日クシユンナイ帰着。クシユンナイで「魯夷」と応接。	・「北蝦夷地東西廻島奥地越年仕候ニ付御届申上候書付」(簿書00052の第6号文書)
安政6年 (1859) 1月	ウショロ在勤 石嶋清助	西浦	1月初旬より下旬まで、ホロコタンにおいて「土人」へ「被下物」。	・(簿書00052の第9号文書)〔「奥地ホロコタン見廻之節同所土人共江為取物之儀ニ付奉伺候書付」を含む〕
安政6年 (1859) 4～6月	足軽 倉内忠右衛門	西浦	4月2日トンナイを出発、西海岸を北上し、途中大陸へ渡り、ニカライスカからロシアの船で帰還。	・「北地詰足軽倉内忠右衛門廻島一件」など多数。

ここには、東西「奥地」の見廻りはシラヌシ詰が行い、見廻りをした者は箱館に帰ること、そして下役、同心・足軽のなかから一人づつを付き添わせて「廻嶋」させても支障の出ないよう、詰場所を毎年交替する旨が記されている。また、その方針に基づいて、今年は鹿児嶋と江沢に「廻嶋」させることのことである。この詰場所交替(配置替え)の方針が、どこまで実行されたのかは明らかではない⁽⁵²⁾。ここでは「奥地」の見廻りが、幕府・箱館奉行の意向を受け、安政3年(1856)北蝦夷地詰役により具体的な形ですでに画策されていたという事実をまず確認しておこう。

安政3～6年の幕府役人による見廻りのなかで注目すべきものは、足軽石嶋清助と小嶋文作の行った見廻りである。[表3]を見て明らかなように、彼らはほぼ時期を同じくして西浦、東浦の見廻りをそれぞれ行っている。しかも安政4～6年に毎年行っており、さらにどちらも12～3月という冬に実施しているという特徴がある。

安政4年(1857)1月7日、エンルモコマフ(トンナイ)を出発した石嶋は、「遠村土人」の「撫育」、人別調査のため、西浦のナヨロ～ウショロ辺りの見廻りを行った⁽⁵³⁾。そして、13ヶ条からなる「申渡」を現地の「土人」に対し行っている⁽⁵⁴⁾。「申渡」の内容は、「土人」への手当に関する事、風俗に関する事などさまざまである。一方、同年1月13日にクシュンコタンを出発した小嶋は、18日にシララヲロに到着し、それからマアヌイまで見廻りを行った⁽⁵⁵⁾。そして、17ヶ条からなる「申渡」を現地の「土人」に対し行っている⁽⁵⁶⁾。「申渡」は、石嶋の「申渡」とほぼ同じ内容である。

石嶋と小嶋の「申渡」を比較すると、表現や内容に若干の違いはあるものの、これはもうほとんど同じものといつても過言ではない⁽⁵⁷⁾。すなわち、石嶋と小嶋は同じ目的で西浦と東浦にそれぞれ派遣されたと考えられる。東西「奥地」の「土人」に「申渡」をして、「撫育」を行うことが彼らに与えられた使命だったのである。

次に、安政4年(1857)7月頃に行われた同心中村善四郎の見廻りについて見てみよう。中村は、西浦のホロコタン(北緯50度線付近)まで見廻りを行い、「スメレンクル土人」の様子や「奥地」在留の「魯夷」の動静を探るのが目的であった⁽⁵⁸⁾。その背景には、同年閏5月付で大野藩士の早川弥五左衛門が北蝦夷地詰役へ差し出した書付⁽⁵⁹⁾がある。早川の書状には、ホロコタンに「スメレンクル人」が60～70人居住しているが、彼らはヲッヂシ辺りで越年している「赤狄」に「乱妨」されたので逃げてきた、というヲッヂシ「酋長」からの聞き取りが記されていた。しかし、中村がホロコタンで聞き取りを行ったところ、これらの情報は全くの虚説であることが明らかになった。中村は、見廻りの概要を記した報告書とともに、絵図と「スメレンクル夷」の人別帳を提出している。中村の見廻りと同じ頃、東浦においては栗山太平が「ロモウ人」や「ヲロツコ人」などの人別を調査していたことを前章で確認したが、西浦においても「土人」以外の住民の人別を調べていたのである。

この安政4年7月頃の見廻りについて、次の史料をもとに、もう少し考察してみよう⁽⁶⁰⁾。

北蝦夷奥地先之様子為見届、風土ニ相馴れ候者見計差遣候処、東之方タライカ地方ル真シレトコ崎打廻し、北寄海岸通凡三拾里余迄罷越見分仕候処、当春正月中魯西亞人共七人廻村之様子ニ而、タライカ地方土人共居小屋江五日程逗留仕、立去候由、其外相替儀無之候ニ付、猶北西海岸巡行可仕処、其辺魚類少々食物差支、其上秋深相成候而者、通路出来兼候海上ニ而、為案内召連候土人共ニも進方不宜、旁無余儀マルクリソウ与申処ル引戻候趣、將又西手之方者ホロコタン辺迄為見廻候処、此度渡來之魯夷クシュンナイ辺ニ逗留罷在候外相替儀無之旨、織部正廻浦先西トンナイ迄申出候、猶又明春早々手配仕、西北海岸通り可成丈先々迄可致見分旨申付置候、

この史料は、箱館奉行の堀(差出人の体裁は箱館奉行の連名)の上申書であり、この時期に行われた見廻りの概要が記されている。北蝦夷地「奥地」の見廻りに関して、東の方は「風土ニ相馴れ候者」がタライカ地方より真シレトコ崎を廻り、マルクリソウまで赴き、西の方は別の者がホロコタン辺りまで赴いたとのことである。西浦のホロコタンまで赴いたのは、先ほどみた中村善四郎と判断して間違いないであろう。一方のマルクリソウまで赴いたのは、前章で見たように栗山太平であるが、果たして栗山は「風土ニ相馴れ候者」と表現されるだろうか。

この点に関しては、別の史料に「土人撫育取締方御雇川上甚三郎、東浦奥地真シレトコ崎打廻し、ノタカリエンルン追見分仕」という記述がある⁽⁶¹⁾。川上甚三郎は、シラヌシの支配人代を務めていた人物で、安政3年(1856)11月以降「土人撫育取締方」を命じられ、シラヌシ周辺や東浦において「土人撫育」を行っている⁽⁶²⁾。彼も真シレトコ崎を廻っているのである。「風土ニ相馴れ候者」とは、長年にわたって場所請負制下のもとで番人を務めてきた川上と見て間違いないであろう。栗山と川上は、同じ時期に東浦「奥地」の見廻りを行っているのである。そのことは、箱館奉行の堀の書付に「東北奥地探索之儀申含、在住之者并土地馴候番人共二群ニ而、可成丈ケ奥地見究立候様申付差遣置候」とあることが何よりの裏付けであろう⁽⁶³⁾。

安政5年(1858)の冬には、再び足軽の石嶋と小嶋による見廻りが行われている。安政4年(1857)12月28日にワアレイを出発して、タライカへ赴いた小嶋の使命は、「タライカ土人」へ衣服を与えることであった⁽⁶⁴⁾。また小嶋は、「シリマヲカ領」の「土人」の人別帳⁽⁶⁵⁾を提出していることから、前年の夏に栗山が行った人別調査を再度実行していることになる。さらには、「化外之土人」である「ヲロツコ人」へも衣服(布子1枚づつ)を与え、その際の申渡書と名面書も提出している。このことから、小嶋はこのとき東浦「奥地」の「ヲロツコ人」と「タライカ土人」に「撫育」を行っていたと言えよう。

一方、安政5年(1858)2月に西浦「奥地」の見廻りを行った石嶋も「化外土人」への「撫育」を行っている。彼は、「魯夷」の風聞、「山丹地」の事情、ホロコタンまで痘瘡が流行しているという情報を伝えているが⁽⁶⁶⁾、その一方で「スメレンクル人」のイコヤとその家族に対し、清酒8升、造米5俵、葉烟草10把を与えている⁽⁶⁷⁾。この理由については、「右之者共儀、ホロコタン住居罷在候所、近年不漁打続、至極難渋いたし居候ニ付、ウシヨロ村江引移、永住致候得者、御撫育等も被下候旨、委細申諭候処、早速御請仕」と、イコヤたちに「撫育」を促したところ、彼らがそれを望んだと記されている。この真偽については、ここでは結論を急がないが、石嶋が「スメレンクル人」に「撫育」を行ったという事実が重要である。

以上、幕府役人による見廻りの実態について、いくつかの事例を取り上げて検討してみた。〔表3〕から明らかなように、連綿と見廻りは行われたのであって、栗山太平だけが見廻りを行ったわけではなかった。しかし、「箱館奉行文書」を見る限り、同心や足軽といった幕府役人ではなく、在住として見廻りを行った人物は栗山しか見えてこない。このことは、栗山の活動を位置づけるうえでの一つの特徴となろう。

一口に幕府役人といっても、さまざまな立場の人間が見廻りを行っている。しかも、一緒に見廻りといつても、単純な観察、見分の類から「撫育」を行うものまである。本節で取り上げた事例は、人別帳を作成し、「被下物」を支給するといった「撫育」をともなう見廻りが中心である。とくに足軽の石嶋清助、小嶋文作の活動は際立っている。栗山も安政4年(1857)に関しては「撫育」を行った形跡があるものの、それ以後は不明である。

これら幕府役人の見廻りは、調査よりは「撫育」に重点が置かれる傾向にある。一方、栗山の見廻りは、「撫育」よりは調査、あるいは「産物取扱」といった活動が主体である。まだ調査の進んでいない

「奥地」の最前線に赴き、次々と新知見をもたらすのが栗山の役割であった。栗山太平の活動は、北蝦夷地の在住として、他の幕府役人とは異なる探検的性格の見廻りを行うという特異なものだったのである。

2. 「魯夷」の滞留と詰役の配置

そもそも見廻りは、何のために行われたのであろうか。前節でも述べたように、見廻りを行うこと自体は、幕府・箱館奉行の意向を受けて、安政3年(1856)に北蝦夷地詰役が具体的に実行したものであった。その背景には、前年の幕府による蝦夷地再直轄(第二次直轄)と、その後の北蝦夷地経営の本格化があったことは言うまでもない。安政2年(1855)の蝦夷地幕領化は、嘉永7年(1854)におけるロシア人のクシュンコタン上陸事件を契機としたものであり、そのことはすでに多くの先行研究により明らかにされている⁽⁶⁸⁾。したがって、見廻りが企図された背景には、ロシアへの警戒と対抗意識が間接的にあるのである。

安政期における蝦夷地経営のなかで、幕府が最も重視した地域は、言うまでもなくカラフト(北蝦夷地)である。ロシアと境を接するカラフトこそ、経営と警衛の最前線であった。幕府・箱館奉行の基本方針や理念⁽⁶⁹⁾については、諸研究に委ねることとし、ここではより具体的な政策と事実関係を確定させておこう。

北蝦夷地に対する政策は、安政3年(1856)における組頭・向山源太夫の廻浦をもって実質的にははじまる。彼の使命は、幕府直轄となった蝦夷地を松前藩から受け取り(引き継ぎ)、詰役、場所請負人、「土人」などに指示を与えることであった。詰役としての心得、「土人撫育」の方針などを具体的に指示することはもちろん、蝦夷通詞・支配人として北蝦夷地の実況を知り尽くしていた清水平三郎を調役下役出役に任命したのもこのときであった⁽⁷⁰⁾。

本格的に蝦夷地経営に乗り出した幕府が取り組んだ課題の一つに、詰役の越年(越冬)問題があった。とくに北蝦夷地に関しては、蝦夷地に比べて寒さが一段と厳しいため、一部の番人を除いて越年が行われたことはほとんどなかった。従来は、8月上旬で引き上げるのが普通であったが、北蝦夷地の開拓、取り締まりのため、安政3年(1856)の冬から詰役の越年が実施されたのである⁽⁷¹⁾。この年北蝦夷地に越年したのは、山本源一郎など13人で、彼らには「別段御手当」として、それぞれの役職に見合った越年手当が支給された⁽⁷²⁾。

安政4年(1857)1月に「奥地」の見廻りを行った足軽の石嶋清助と小嶋文作も、越年した北蝦夷地詰役である。彼らは、前節で述べたように、「土人」への「撫育」を行ったが、こうした活動は幕府・箱館奉行による北蝦夷地の開拓と取り締まりの計画のなかで実行されたものであった。

安政4年は箱館奉行の堀が北蝦夷地廻浦を行った年であった。6月12日北蝦夷地クシュンコタンに到着した堀は、昨年西浦のヲッチシ付近にロシア人が仮建物をして移住しているとの江沢門四郎の報告が届いていたことから、同心に西浦、在住の者と土地に慣れた番人に東浦「奥地」の見廻りを行わせた⁽⁷³⁾。これが中村善四郎や栗山太平、川上甚三郎であったことは前節で述べた通りである。

この時点では、ロシア人がカラフトのはるか「奥地」に移住しているとの認識しか幕府・箱館奉行側は持っていなかった。しかし、事態は急転する。6月13日に西浦のナヨロ付近へロシア人があらわれ、翌14日より糧米や諸道具を陸揚げして、小屋を建てはじめたのである。この情報を23日に堀はシラヌシ近郊のリヤトマリで受け取り、同日付で上申している⁽⁷⁴⁾。ロシア人がナヨロにあらわれたとき、クシュンナイの仮小家に詰めていたのは御雇足軽の平沢佐吉であった。その後、日本側は数回にわたる交渉の末、何とかロシア人を退去させることに成功した。このとき渡来したロシア人

は、嘉永 6 年(1853) 8 月から約 8 ヶ月にわたりクシュンコタンへ留まったロタノスケ(ルダノフスキー)であった。

この事件をきっかけとして、幕府・箱館奉行の北蝦夷地政策は、間近に迫ったロシア人への警戒と対抗意識の増長から、緊迫したものへと変容していった。北蝦夷地の警衛を命じていた秋田藩に対し、勤番人数を増員することを要請し、さらに陣屋はシラヌシではなくトンナイに建てるに変更された⁽⁷⁵⁾。また詰役の見廻りや「土人」の「撫育」を徹底するとともに、「ヲロツコ人」やホロコタン移住の「スメレンクル」などの「化外土人」に対しても「撫育」を行った⁽⁷⁶⁾。安政 4 年 12 月から翌年 3 月頃まで順次行われた石嶋・小嶋の見廻りが、まさに「化外土人」への「撫育」をともなっていたことは、前節で見たとおりである。しかしながら、最も顕著だった政策は、クシュンナイ、マアヌイへの御締所の設置と詰役の増員である。

ロシア人がナヨロから退去することになった後、調役並・佐藤桃太郎は、北蝦夷地直場所差配人であった松川弁之助の代・森之助と川上甚三郎に対し、御締所の建設を急速に手配するよう命じている⁽⁷⁷⁾。御締所はクシュンナイとマアヌイへ建設することとし、調役下役、同心、足軽を各 1 名づつ、計 6 人を配置するものであった⁽⁷⁸⁾。また役々のほか、小倉省三郎や栗山太平を御締所へ在住・越年させることも画策されている⁽⁷⁹⁾。実際のところ、この年の御締所での越年の詳細は不明であるが、マアヌイより少し北に位置するワアレイに小嶋文作が詰めていたことだけは確認できる⁽⁸⁰⁾。

安政 5 年(1858)は箱館奉行の村垣が蝦夷地を廻浦する年であった。村垣は、クナシリ・エトロフを経由した後、6 月 26 日にクシュンコタンへ到着しているが、それに先だって、組頭の奥村季五郎と調役下役出役の為貝一兵衛の一行が北蝦夷地を廻浦していた。この年、前年に引き続き、再度ロシア人渡来上陸の急報に接することになる。

6 月 8 日、クシュンナイにマレガッソ (マルガーソフ) をはじめとする「魯夷」22 人が渡来し、前年にルダノフスキーらが建てた小屋へ入居した。すでに日本側はトンナイ詰の足軽石嶋清助をクシュンナイへ詰めさせ⁽⁸¹⁾、さらに彼をウショロ在勤、茂庭彦右衛門をタライカ在勤とすることで、取り締まりや「奥地」の見廻りを行わせるつもりであった⁽⁸²⁾。そんな折のロシア人再来であった。しかも、この年渡來したマルガーソフらは「雑夫」であり、当時日本人とロシア人を媒介する主要言語であったアイヌ語を心得ていない者たちであった。

マルガーソフら「魯夷」のクシュンナイ上陸を受け、同所詰の石嶋は彼らに国名や来意を尋ねてみたが通じなく、後に為貝一兵衛と清水平三郎が尋ねた際も、何とか国名や名前がわかる程度であった⁽⁸³⁾。日本側にしてみれば、会話も交渉もできず、当然のことながら退去勧告もできない状況であった。「魯夷」がいつ東海岸のマアヌイの方を徘徊したり、「土人」を手なづけるかもわからない状況のなかで、日本側の危機感は一気に増大したのである。

「魯夷」のクシュンナイ上陸の報を受けた箱館奉行の村垣は、7 月付の書付で、北蝦夷地、とくに「奥地」の詰役増員を示唆している⁽⁸⁴⁾。その配置計画については[表 4]のとおりである。その他、御雇在住足軽 70 人を東西に振り分けて配置すること、北蝦夷地に組頭を常駐させることも画策されている。

以上のように、安政期のカラフトには、「魯夷」の滞留とそれへの対応として御締所の設置、詰役の増員が企図されるという歴史的背景があった。幕府役人による東西「奥地」の見廻りには、ロシア人への警戒と対抗意識が常に潜んでいたのであり、ましてや安政 4 年(1857)以後はナヨロ・クシュンナイに滞留した「魯夷」への現実的課題として見廻りが行われたのであった。

栗山太平がどのような意図・意思で活動を行っていたのかは、究極的にはわからない。活動の諸

表4

ウショロ	足軽	石嶋清助
	在住	小倉省三郎
クションナイ	調役下役	岩田三藏
	同心	中村善四郎
	足軽	菊地平七郎
	在住	酒井俊之丞
		細田貞太郎
タライカ	足軽	茂庭彦右衛門
	在住	栗山太平
ワアレイ	同心	川上甚三郎
	在住	高田重次郎

相、事実を明らかにすることで類推することしかできない。しかし、対外関係の問題や北蝦夷地全体の歴史的背景があるなかで、栗山太平の活動が、こうした地域的動向と全くの無関係で行われたと考えることは到底出来ない。栗山本人の意図・意思はともかくとしても、幕府・箱館奉行が積極的に栗山を利用し、その政策のなかに位置づけていたことだけは間違いないのである。

3. 在住への道

栗山太平の肩書きは「向山栄五郎家来」と「北蝦夷地在住」であった。「在住」とはいったい何なのだろうか。これに関して、安政元年(1854)12月付で老中へ上申された堀・村垣の書付には次のような記述がある⁽⁸⁵⁾。

- 一、右支配向人数之外是迄領主二而在住足軽与相唱、漁方稼人番人等之内五非常手当申付置候へ共、右者別段手当差遣不申候に付、所謂有名無実二而用立兼候間、以来者夫々御手当被下置、賞罰之法を相立、平常鉄砲等訓練為仕候ハヽ、海上之働等二相慣居、相応御用立可申候間、場所々々取調、追々可申上候、
- 一、在住二而江戸表五被差遣候もの、東者箱館辺よりエトモ迄を限り、凡三百人程、西者江差在五ヲタヌツを限り、是又三百人程土著為致、追々人別も相増、風土二も相慣候上者、奥地江相移し候積、先当分之内者、口蝦夷地之分家内召連住居為致、奥地江者勤番二而差遣し候積、右人数之儀者、御旗本御家人二而相願候もの者勿論、次三男厄介陪臣浪人等二而も人物相撰、普く差遣、其外農商遊民等二至迄、蝦夷地ニ而産業相望候もの者差許開墾為致、非常之御備ニ仕度、尤取締筋者、私共并支配向ニ而諸事取扱、且御手当向等者、運上金之内五、身分ニ応し勘弁取計候様可仕候、

この史料では、在住足軽と在住という2つの制度について、その取り扱いと今後の見込みを述べている。在住足軽とは、種々の御用を扱わせるために、場所請負制のもとで支配人、番人を務めた者や、漁業出稼人のなかから人物を選んで雇い入れた者であった。松前藩領時代は手当などもほとんど支給されず、半ば有名無実化した制度であった。一方の在住は、旗本や御家人、次三男、厄介、陪臣、浪人などから人物を選んで雇い入れ、蝦夷地において開墾や警備にあたらせるという制度であった。

在住足軽については、北蝦夷地において安政4年(1857)までに約50~60人ほど登用されていることが確認できる⁽⁸⁶⁾。このうち、とくに働きの良い者として、安政3年(1856)に蝦夷通詞・支配人であった清水平三郎、安政5年(1858)にもともとシラヌシの支配人代であった川上甚三郎を同心に取り立てている。

在住は、この在住足軽と同様、正規の幕府役人(箱館奉行以下、組頭一調役一調役下役(のち定役)一同心一足軽の体系)とは別に、蝦夷地政策の担い手として新たに位置づけられた制度であった。北

海道立文書館所蔵の「箱館奉行文書」のなかに『在住御雇御用留』という簿書がある⁽⁸⁷⁾。この簿書は、在住として配置された者に関する種々の書付を収録したものである。北蝦夷地の在住として確認できる者の名前は〔表5〕にまとめておいた。このうち、安政4年(1857)より在住していることが確実なのは、高田重次郎、小倉省三郎、遠藤良菴、そして栗山太平の4人である⁽⁸⁸⁾。翌5年より新たに在住として配置されたのは、細田九右衛門、貞太郎、政五郎、酒井俊之丞、大熊文叔の5人である⁽⁸⁹⁾。すなわち、御雇医師を除けば、安政4年は3人、翌5年はそれに4人を加えた7人が在住として北蝦夷地に配置されたことになる。

栗山太平以外の北蝦夷地在住については不明な点が多い。ただ一つだけ言えることは、見廻りを行った在住は、栗山太平以外確認できないということである。先の史料で見たように、在住をそもそも配置した目的は、彼らを蝦夷地の開墾や警備にあたらせることであった。そのようななかにあって、栗山のように探検的見廻りや産物の買い上げを積極的に行った在住は、在住のなかでも一際異彩を放っていると言えるだろう。

最後に、次の史料⁽⁹⁰⁾を見ることで、栗山太平の活動の背景を別の角度から考えてみよう。

北蝦夷奥地ヲロツコ、タライカ土人撫育其外之儀ニ付、見込之趣、別紙之通り松浦竹四郎申立候、右者御開拓御旨意ニも相協ひ候儀ニ付、見込之通り被仰付、来春早々出立為致候而可然哉、尤撫育品其外共、都而自分入用を以取斗可申談候得共、右者奥地御締所用意之内_ル為差出、御入用ニ相立候而可然哉、則同人並差配人江申渡案取調相伺申候、

この史料は、安政3年(1856)11月に箱館奉行支配組頭から奉行に上申されたものである。松浦竹四郎(武四郎)が画策した「ヲロツコ」「タライカ土人」の「撫育」等の見込みについて、その旨を認め実行させたいとの内容が記されている。史料中に「別紙」とあるのは、同年10月29日付で奉行宛に提出された松浦の書付である⁽⁹¹⁾。この書付に記されている内容は、カラフト東海岸「奥地」の「土人」、「ヲロツコ人」「タライカ人」「ルモウ」「ニクフン」などの「撫育」と交易の見込みである。

松浦は、この見込みを実行すべく、来年の春に出発したいと箱館奉行に願い出たのである。これに対し、箱館奉行は松浦へ次のように命じている⁽⁹²⁾。

申 渡

御雇

松浦竹四郎

北蝦夷奥地ヲロツコ、タライカ辺土人撫育、産物取開方等、右御用來春彼地江可被差遣間、用意可致、尤撫育品其外共奥地御直捌場所差配人江申談、同所御締所より請取候様可致、且右土人共追々服従いたし候ものハ、右差配人江附属いたし、蝦夷人同様為召遣候積を以、精々尽力教諭可致、勿論新ニ漁場等可取開場所も候ハヽ、是又差配人江申談候様可致、其外都而見込之通り可取斗候、

一、於東浦琥珀探方之儀も、見込之通り取斗、右代り品ハ前同様御締所_ル請取差遣候様可致、

表5

在住	高田重次郎 栗山太平 小倉省三郎 細田九右衛門 細田貞太郎 細田政五郎 酒井俊之丞 金子八十八郎 秋山吉郎 遠藤良菴 大熊文叔 杉村煉真
御雇医師	

一、来春彼地江罷越候節、後方羊蹄山江相廻り、最寄旧蹟等探索地理実践之上、書面ニいたし御用便差越候様可致、

松浦竹四郎は、北蝦夷地「奥地」の「ヲロツコ」、タライカ近辺の「土人」の「撫育」、「産物取開」を実際に命じられたのである。また新たに漁場を開くこと、琥珀を探す件についても認められたことがこの史料からはわかる。このような松浦の見込みは、すでに前章で見た安政4年(1857)の栗山の見込書の内容と全くといっていいほど同じものである。

すなわち、東浦における「土人撫育」、「産物取開」の見込書を最初に提出したのは松浦竹四郎だったのである。しかしこれで明らかにしたように、安政4年(1857)以降、これらの見込みを実践したのは栗山太平であった。松浦は、安政3年に北蝦夷地を廻浦した組頭・向山源太夫に随行して北蝦夷地を探検し、『廻浦日記』を残している。一方栗山は、向山源太夫の家来として、北蝦夷地廻浦に同じく随行していた。つまり、栗山と松浦には向山源太夫を通じて接点がある。以上の諸事実を考え合わせると、栗山の活動はまさに松浦竹四郎の建議を実行したものと言えるのである。

前章で見たように、安政6年(1859)に栗山が松浦に対し、その年のカラフト全島周廻の見込みを書簡で報告しているのは、2人の間に何かしらの結びつきがあってのことであろうことは想像に難くない。また、栗山が見廻りの際に毎度のごとく同行させた伝兵衛(チクニウ)は、安政3年に松浦が東浦「奥地」に赴いた際にも同行したアイヌである⁽⁹³⁾。

松浦竹四郎は、安政4年1月付の書付で、病気を理由に「ヲロツコ」「タライカ土人」への「撫育」、「産物取開」の件を辞退する旨を願い出ている⁽⁹⁴⁾。栗山太平は、安政3年(1856)に主君である向山源太夫を失ってしまった。幕府・箱館奉行は、在住足軽や在住という正規の幕府役人ではない者を積極的に活用して、蝦夷地・カラフトへの政策を実行しようとしていた。陪臣の栗山は、北蝦夷地の在住として、幕府のカラフト政策の尖兵となる道を選択したのである。

おわりに

栗山太平の活動は、北蝦夷地の在住という立場での活動であった。在住の配置は、幕府の蝦夷地政策の一つであった。

幕府・箱館奉行は、直轄してまもない蝦夷地の経営を円滑に進めるため、在住足軽、在住という新たな蝦夷地政策の担い手を整備した。在住足軽は、その土地の実情に精通し、漁場労働やアイヌと日常的に接していた場所請負制下の番人・稼人を雇い入れたものだった。なかでも、とくに優れている者を正規の幕府役人として登用し、彼らが長年培ってきたノウハウを幕府は利用しようとしたのである。一方の在住には、開墾と防備を担わせ、人物によっては幕府御用を命じて積極的に利用しようとした。このように、もともと幕府役人ではない者たちを活用し、彼らに蝦夷地政策の一部を担わせたことこそが、幕末における幕府の蝦夷地政策の特徴でもあった。それが最も顕著にあらわれたのが、ロシアと境を接するカラフト(北蝦夷地)だったと言えよう。

清水平三郎、川上甚三郎のような支配人・番人の性格を持ち合わせている者たちの活躍、栗山太平のような在住の活動は、アイヌ政策や対露政策といった幕府・箱館奉行の主要課題を陰で支えるものであり、北蝦夷地において見られる一つの事例であった。在住足軽や在住は、正規の幕府役人には含まれない存在だったが、彼らの活躍こそが幕府のカラフト政策の原動力であった。

栗山のエピローグ

北蝦夷地在住者に関する種々の書付を綴った『在住御雇御用留』⁽⁹⁵⁾に、安政6年(1859)カラフト全島周廻をめざした栗山太平の日記⁽⁹⁶⁾の写しが収録されている。この日記については、『幕末外国関係文書』第25巻の第186号文書のなかに、「猶同人相認候日記取調候処、六月二日迄相記有之」との記述があり⁽⁹⁷⁾、栗山に最後まで同行したクシュンコタン惣名主のチクニウ(伝兵衛)が持ち帰り、クシュンナイ詰の岩田三蔵に提出したのであろう。栗山の死については、本稿の冒頭で見た『新撰北海道史』には、「不幸暴風雨に逢ひ、……病死した」と記されてある。誰も成し遂げたことのないカラフト全島周廻をめざした栗山の最後の舞台は、以下のようなものであった。

4月18日
「昨昼頃より別而眉痛強」

4月26日
「四五日前より眉痛強、左腕自由不相成」

6月2日
「今朝又々眉(〔朱書訂正〕「肩」)先式ヶ所切」



その2日後の安政6年6月4日、北蝦夷地在住・栗山太平は、日本から遠く離れた異国之地、ニコラエフスクでその生涯を閉じた。彼の死はまさに殉職であった。

謝辞

本稿執筆に際して、山本命氏(松阪市教育委員会)には、資料写真のご提供等でお世話になりました。また松浦武四郎記念館(松阪市教育委員会)、北海道立文書館には資料写真の掲載をご快諾いただきました。末筆ながら、心より感謝申し上げます。

註

- (1)『新撰北海道史』第2巻通説1(北海道、1937年)、791頁。
- (2)間宮林蔵觀の時代的変遷については、拙稿「近世後期カラフト探検と北東アジア情報—間宮林蔵觀の変遷を中心にして」(『環オホーツク』No.11、2004年)で整理したことがある。
- (3)『御用留』(北海道立文書館所蔵、簿書00026)の第10号文書。
- (4)前掲(3)簿書00026の第9号文書。
- (5)『御用留 北蝦夷地仕出之部』(北海道立文書館所蔵、簿書00024)の第98号文書。
- (6)秋月俊幸「嘉永年間ロシアの久春古丹占拠」(『スラブ研究』第19号、1974年)、同「幕末の権太における日露雜居の成立過程(1)」(『北方文化研究』第11号、1977年)、同「幕末の権太における日露雜居の成立過程(承前)」(『北方文化研究』第12号、1979年)、同『日露関係とサハリン島—幕末明治初年の領土問題—』(筑摩書房、1994年)など。
- (7)麓慎一「幕末における蝦夷地政策と権太問題—一八五九(安政六)年の分割分領政策を中心に—」(『日本史研究』第371号、1993年)、同「幕末における蝦夷地上知過程と権太問題」(『歴史学研究』第671号、1995年)、同「幕末の権太における領土問題と場所請負商人—クリミヤ戦後の権太開発を中心に—」(北海道・東北史研究会編『場所請負制とアイヌ—近世蝦夷地史の構築をめざして—』北海道出版企画センター、1998年)など。
- (8)こうした研究潮流は、大きく二つのタイプに分けることができるだろう。一つは、『新札幌市史』や『新旭川市史』など近年の自治体史編纂にともなって地域研究が深化したもの、そしてもう一つは、田島佳也氏、谷本晃久氏、長澤政之氏に代表されるように、まとまった膨大な文書群を丹念に分析することで「場所」の構造を導き出すものである。
- (9)「箱館奉行文書」からは、谷本晃久氏が明らかにしたようなモンベツ場所におけるアイヌの「自分稼」の研究(「近世アイヌの出稼サイクルとその成立過程—西蝦夷地『北海岸』地域を事例として」学習院大学文学部『研究年報』第45号、1998年など)も可能であるが、モンベツに比べると、シラヌシ御用所に関係するものは、幕府・箱館奉行の蝦夷地政策に関するものが圧倒的に多い。このことから、モンベツに比して、北蝦夷地における社会構造の実態研究は困難であると言える。
- (10)「在住被仰付候ニ付見込之廉々取斗方奉伺候書付」前掲(3)簿書00026の第11号文書。
- (11)「土人」は現在では差別用語となっているが、歴史用語・史料用語であるため、本稿では「」付きで使用する。
- (12)伝兵衛(チクニウ)は、褒美として清酒2升と阿波煙草3つを与えられた(前掲(5)簿書00024の第48号文書)。なお伝兵衛は、その後の栗山の見廻りにも毎度のごとく同行しているが、その理由は「伝兵衛義、番人代り用弁不成一通候得共、山丹語通弁不相叶候ニ付、可相成儀ニ御座候」と、サンタン語が理解できることにあった(「拝借土人之儀ニ付奉願候書付」『在住御雇御用留』(北海道立文書館所蔵、簿書00028)の第34号文書)。
- (13)5月17日にこれらの皮類を受け取ったとの栗山の請書がある(前掲(5)簿書00024の第12号文書)。なお7月付の書付では、それらの皮類が不要になったとの理由で返納している(前掲(5)簿書00024の第12号文書)。
- (14)前掲(3)簿書00026の第12号文書。
- (15)前掲(5)簿書00024の第44号文書、前掲(12)簿書00028の第4号文書は、栗山が5月26日にクシユンコタンを出発し、マルクリソウまで見分、6月23日に帰着したという届けである。
- (16)「北地在住栗山太平同島奥地里程人別其外共調書差出候義ニ付申上候書付」(『北蝦夷地仕出御用留』(北海道立文書館所蔵、簿書00042)の第8号文書)によると、「行程調書」、「人別撫育品調書」の他に、「龜絵図」を提出していることがわかる。
- (17)「北蝦夷地クシユンコタンち東海岸マルクリソウ迄見分仕候行程荒増申上候書付」(前掲(12)簿書00028の第6号文書)。
- (18)「当島東浦カシホ村ち奥地土人共人別并撫育品調書」(前掲(12)簿書00028の第5号文書)。
- (19)「奥地四種夷之儀ニ付奉申上候書付」(前掲(5)簿書00024の第59号文書)。『幕末外国関係文書』第16巻の第222

- 号文書に所収。
- (20)「撫育品」のうち、玄米と葉たばこについては家単位で定められた割合、針5本と木綿糸5縷は個人単位で支給されている。玄米については、6人以下の家は1升、7~9人は1升5合、10~12人は2合、13人以上は2升5合の割合であったと推測できるが、ナヨロのテクレン、シツカ川ホロナイ南縁のエトメ、タライカ沼北縁のチンカンチには定割合より若干多く支給されている。葉たばこに関しては、6人以下は1把、7人以上は2把であるが、ナヨロのテクレンのみ多く支給されている。
- (21)前掲(19)。
- (22)前掲(19)の附札。
- (23)北蝦夷地の「奥地」に関しては、差配人松川弁之助による直捌が行われた。北蝦夷地における直捌については、ここではそれを指摘するにとどめたい。
- (24)「ヲロツコ人并タライカ土人交易之儀ニ付奉願候書付」(前掲(5)簿書00024の第58号文書)。『幕末外国関係文書』第16巻の第227号文書に所収。
- (25)この栗山の要求は箱館奉行に聞き入れられ、その対価として、東浦のシリマヲカ以北出産の魚油、ケリ皮をマアヌイ会所で買い上げるとの方針が示された(前掲(5)簿書00024の第57号文書)。
- (26)「琥珀取入方之儀ニ付奉申上候書付」(前掲(5)簿書00024の第47号文書)。
- (27)琥珀500目程を取り入れた「ロレイ村土人」ランコラアイノには、麹3升、清酒2升、木綿半反、葉菴5把が与えられた(「当島東浦海岸琥珀取入候代り品仕訳書」前掲(5)簿書00024の第99号文書)。
- (28)前掲(5)簿書00024の第48号文書。
- (29)「奥地之儀ニ付奉願候書付」(前掲(5)簿書00024の第56号文書)。
- (30)栗山は、「来午年奥地罷越候ニ付拝借仕度候ニ付奉願候書付」(前掲(5)簿書00024の第55号文書、安政4年7月付)で、「御備筒」1挺と玉葉、火縄の支給を求めていたが、その他にも種々の品物を求めていた。「四ツ耳鍋 大」3枚、「同断 中」3枚、「合葉」500目、「鉛玉」200粒、「火縄」5把、「御筒」1挺、「胴乱」1つ、「早具」1組、「口葉入」1つ、「合葉」1貫目の受取書がある(前掲(5)簿書00024の第91号文書、第95号文書、第103号文書)。
- (31)「奥地罷越候ニ付奉願候書付」(前掲(5)簿書00024の第102号文書)。
- (32)「帰着御届」(前掲(12)簿書00028の第8号文書)。同簿書の第19号文書も同じ内容。
- (33)「奥地罷越候途中山旦人并タライカ土人より承込候趣申上候書付」(前掲(16)簿書00042の第4号文書)。
- (34)「奥地見廻心得方奉伺候書付」(前掲(12)簿書00028の第12号文書)。
- (35)「以書付奉願候書付」(前掲(12)簿書00028の第18号文書)。
- (36)安政5年1月付の北蝦夷地調役の上申書では、栗山が今年の初夏の頃より丸木舟で出発し、越年を願い出ていることが記されている(「北蝦夷地在住栗山太平同島奥地見廻り直様奥地江越年仕度旨願出候儀ニ付申上置候書付」前掲(16)簿書00042の第16号文書)。
- (37)前掲(34)。
- (38)「当島東浦シンシレトコ岬より北海岸口モウ川より山道越シツカホロナイ筋見分仕候荒増申上候書付」(前掲(12)簿書00028の第37号文書)。
- (39)ヌヰ近辺の地名としては、チアムケ、メロコソヲなどの名が記されているが、チアムケ以南ではヲサナイに13人の居住が確認できるのみで、シンシレトコ岬までほとんどの住んでいない地域であったことがわかる。
- (40)〔栗山太平書簡〕(『残芬遺香』、No.105-2、松浦武四郎記念館所蔵)。
- (41)「シマヤ村土人」モメランケと「シシユウシナイ村土人」ケモシクの2人が琥珀800目を集めたので、玄米4升、糀2升、清酒2升、紺木綿1反、葉烟草8把を与えるとの5月付の仕訳書である(「当島東浦出産虎白代り品仕訳書」前掲(12)簿書00028の第23号文書、関連史料は『北蝦夷地仕出之部御用留』(北海道立文書館所蔵、簿書00052)の第21号文書)。なお、この仕訳書には値段が記されていなかったとのことで、栗山は新たに9月付で仕訳書を提出している(前掲(12)簿書00028の第35号文書、関連史料は同簿書00028の第43号文書)。

- (42) 鶯の尾はワアレイ御締所で買い上げ、水豹皮は防寒手当品とする旨も記されている(「奥地見廻り罷越候節タライカ土人共々為出産差出候品之儀ニ付奉伺候書付」前掲(12)簿書00028の第36号文書)。
- (43) ワアレイはマアヌイより半道程北にあった(前掲(16)簿書00042の第10号文書)。
- (44) 前掲(40)。
- (45) 「タライカ詰合中同所土人共々為出産差出候品之儀ニ付奉伺候書付」(前掲(12)簿書00028の第40号文書、安政6年2月付)。
- (46) 「魯西亞人々タラエカ土人江贈物之儀ニ付御届申上候書付」(『クシユンナイ滯在魯夷御用留』(北海道立文書館所蔵、簿書00027)の第25号文書、安政6年2月22日付)。川上甚三郎と茂庭彦右衛門の上申書である。
- (47) 「奥地見廻中之儀ニ付奉申上候書付」(前掲(12)簿書00028の第49号文書)。
- (48) 「北地東西奥地御警衛人数之儀ニ付相伺候書付」(前掲(41)簿書00052の第40号文書)。
- (49) 『北地詰足輕倉内忠右衛門廻嶋一件』(北海道立図書館所蔵、H210.088-Ho04)。
- (50) 「北地在住栗山太平廻浦中山旦地方ニカライスカヘ漂着いたし同所おゐて病死仕候趣御届申上候書付」(『幕末外国関係文書』第25巻の第186号文書)。
- (51) 「覚」(『規則』(北海道立文書館所蔵、簿書00011)の第4号文書No.6)。
- (52) 安政3年と4年の北蝦夷地詰役の配置表については、拙稿「幕末カラフトにおける蝦夷通詞と幕府の蝦夷地政策」(『北海道・東北史研究』第2号、2005年)において提示した。たしかにシラヌシ、クシユンコタン、エンルモコマフ(トンナイ)の3場所で配置換えが行われたようであるが、その後もこの方針が継続されたのかは不明である。
- (53) 前掲(5)簿書00024の第3号文書。
- (54) 「申渡」(前掲(5)簿書00024の第16号文書)。
- (55) 「北蝦夷地東浦地見廻り御届」(前掲(5)簿書00024の第6号文書)。
- (56) 「申渡」(前掲(5)簿書00024の第6号文書)。
- (57) 石嶋の「申渡」の第13条には「奥地ニおゐて異国人越年之様子有体ニ申立、且其最寄江可成丈不近寄様精々相心懸可申事」とあるが、小嶋の「申渡」にはその記述はない。一方、小嶋の「申渡」の第7条「右同断女土人髪取上ヶ候者有之候ハヽ、早々申へし、御褒美被下候事」、第8条「耳金をばづし御役人江差出候者江者、御褒美被下候事」、第16条「土人共トツソを越てフヌフより先江参り候節ハ、其所之役土人江申聞承知之上ニ而参るへし、猶マアヌイ之山を越て西浦之方江行候節者、右同様役土人共申聞候上ニ而参るへし」の内容は、石嶋の「申渡」にはない。
- (58) 「同心中村善四郎ホロコタン辺為致見廻候儀ニ付御届申上候書付」(前掲(5)簿書00024の第64号文書)。
- (59) 前掲(5)簿書00024の第24号文書。
- (60) 「北蝦夷奥地見廻之者立戻候ニ付申上候書付」(前掲(5)簿書00024の第73号文書)。
- (61) 「土人撫育取締方御雇之者真シレトコ崎打廻しノタカリエンルン辺見分仕候儀ニ付御届申上候書付」(前掲(5)簿書00024の第67号文書)。
- (62) 川上甚三郎については、拙稿前掲(52)参照。
- (63) 「北蝦夷地奥地江魯西亞人移住之風聞申上候書付」(前掲(46)簿書00027の第1号文書)。
- (64) 「北蝦夷奥地ワアレイ詰足輕小嶋文作義タライカ地方見廻為仕候儀ニ付申上候書付」(前掲(16)簿書00042の第18号文書)。
- (65) この人別帳には、コタンケシ村とタライカ村の2つの村の家数、人数、名前が記されている。
- (66) 「北蝦夷地富内詰足輕石嶋清助義西浦奥地見廻為仕候儀ニ付申上候書付」(前掲(16)簿書00042の第20号文書)。
- (67) 「ホロコタン居住之土人ウシヨロ村江移住之儀ニ付御届申上候書付」(前掲(16)簿書00042の第23号文書)。
- (68) 前掲(6)(7)の秋月氏、麓氏の論稿を参照。
- (69) 前掲(6)(7)の秋月氏、麓氏の論稿を参照。
- (70) 清水平三郎については、前掲(52)拙稿。

- (71)「北蝦夷地江越年致候支配之儀ニ付申上置候書付」(『御用留』(北海道立文書館所蔵、簿書00025)の第4号文書)。
- (72)「北蝦夷地越年致候支配向江御手当被下候儀申上置候書付」(前掲(3)簿書00026の第48号文書)。安政3年の冬から翌年春にかけて越年したのは、山本源一郎、鹿児島立三、内藤道太郎、龍崎雄次郎、細田柳右衛門、小林三喜蔵、中村善四郎、茂庭欣七、江沢門四郎、石嶋清助、菊地平七郎、小嶋文作、倉内忠右衛門の13人であった。
- (73)「北蝦夷地奥地江魯西亞人移住之風聞申上候書付」(前掲(46)簿書00027の第1号文書)。
- (74)「北蝦夷地ナヨロ辺江魯人上陸滯留之儀御届申上候書付」(前掲(46)簿書00027の第2号文書)。
- (75)前掲(46)簿書00027の第3号文書。
- (76)「北蝦夷地之内ヲロツコ人其外之者江被下物之義ニ付猶又申上候書付」(前掲(5)簿書00024の第68号文書)。
- (77)前掲(46)簿書00027の第8号文書。
- (78)「北地詰役々増人数之義ニ付相願候書付」(前掲(5)簿書00024の第50号文書)。
- (79)前掲(5)簿書00024の第54号文書。
- (80)小嶋文作がマアマイ御締所、石嶋清助がクシュンナイ御締所にそれぞれ越年することを願い出(前掲(5)簿書00024の第82号文書および第86号文書)、北蝦夷地詰調役もこれを認めることを上申しているが(前掲(5)簿書00024の第87号文書)、小嶋はワアレイ詰、石嶋はトンナイ詰であった。
- (81)「足輕石嶋清助再応クシュンナイ江出役為致候儀ニ付申上候書付」(前掲(16)簿書00042の第21号文書)。
- (82)「北蝦夷奥地東浦タライカ西浦ウシヨロ在勤越年仕度旨願出候者之儀ニ付申上候書付」(前掲(16)簿書00042の第24号文書)。
- (83)「北蝦夷地クシュンナイ辺江魯人上陸滯留之儀御届申上候書付」(前掲(46)簿書00027の第14号文書)。
- (84)「北蝦夷地西浦クシュンナイ江魯夷滯留罷在候儀ニ付尚又申上候書付」(前掲(46)簿書00027の第18号文書)。
- (85)「蝦夷地上地之儀ニ付見込大意申上候書付」(『幕末外国関係文書』第8巻の第225号文書)。
- (86)前掲(52)拙稿。なお、安政4年9月付の「北地御雇足輕小頭並御雇足輕共申渡候儀申上候書付」(前掲(16)簿書00042の第5号文書)によれば、直捌場所で14人、請負場所で45人、計59人を新たに雇い入れる旨が記されている。
- (87)前掲(12)。
- (88)遠藤良菴は、6月にシラヌシ到着(前掲(12)簿書00028の第1号文書)、高田重次郎は6月には北蝦夷地に在住していることが確認できる(前掲(12)簿書00028の第3号文書)。また小倉省三郎と高田重次郎は、安政4年の冬を北蝦夷地で越年していることが確認できるので(前掲(16)簿書00042の第10号文書)、小倉もこのときまでに在住している。
- (89)大熊文叔は3月27日にシラヌシ到着(前掲(12)簿書00028の第10号文書)、細田九右衛門、貞太郎、政五郎は4月13日にシラヌシ到着(前掲(12)簿書00028の第15号文書)、酒井俊之丞は5月28日にシラヌシへ到着している(前掲(12)簿書00028の第20号文書)。
- (90)『御用留』(札幌学院大学所蔵、札A-8-86715)の第32号文書。『幕末外国関係文書』第15巻の第101号文書に所収。
- (91)前掲(90)『御用留』の第33号文書。『幕末外国関係文書』第15巻の第86号文書に所収。
- (92)前掲(90)『御用留』の第32号文書。
- (93)「手控 辰二」(秋葉實翻刻・訳『松浦武四郎選集 三』北海道出版企画センター、2001年、110頁)。
- (94)『幕末外国関係文書』第15巻の第190号文書。
- (95)前掲(12)。
- (96)前掲(12)簿書00028の第60号文書。
- (97)前掲(50)。

付記

- ・本文中の史料引用の中で〔 〕で括られている箇所は史料原文で割注となっていることを示すものである。
- ・「箱館奉行文書」の第〇〇号文書という表記は、簿冊冒頭の目録で示された番号を記している。ただし、番号が付されていないもの（北海道立文書館所蔵の簿書00027, 00028, 00042, 北海道立図書館所蔵の『北地詰足輕倉内忠右衛門廻嶋一件』）については、収録された案件順（北海道立文書館所蔵のものは、同館の目録上の番号に依る）の番号を記した。

Tahei Kuriyama's Activities in Northern Ezo (Today's Sakhalin)

Shunsuke AZUMA

Tahei Kuriyama was a Japanese samurai who explored Sakhalin from 1857 to 1859. While little is known about Kuriyama, we have found that he went Sakhalin to follow his lord, Gendayu Mukouyama. However, Mukouyama passed away during the early part of the journey, leaving Kuriyama without direction. Apparently with no reason to return to his former life, and perhaps wanting the complete the goal of his lord, he began living in Sakhalin in 1857 and made exploratory trips to the interior of Sakhalin. Considering the initial trip was conducted during the period when Japan and Russia were negotiating boundaries between the two countries, he may have continued the exploration as part of boundary discussion.

He researched not only the situation of the land, but he also tried to gain the trust of the indigenous peoples such as the Uilta and Nivkhi by giving them rice and tobacco, while trying to establish trade relations and other activities. Kuriyama became his exploration centering around the area of Taraika (today's Poronaysk) on the eastern coast of Sakhalin in 1857, moving to the area of Nui (today's Nogliki) in 1858. While he aimed to travel around Sakhalin in 1859, he developed a swelling on his shoulder in route and went Nikolayeusk on the continent for treatment. Kuriyama died and his body was buried on the mainland by the Russians. The cause of his death was the intense cold in Sakhalin.